

第7章 計画の継続的運用方針

1. 情報基盤の整備と活用

本計画策定後も、学校施設の老朽化は進行し、状況は変化していきます。また、学校施設に求められる機能や水準も変わっていくことが考えられます。学校施設に関する基本情報とともに、図面、修繕・改修履歴、各種点検記録、事故・故障の発生状況などの情報管理を固定資産台帳や学校施設台帳等で継続的に行うことによって、学校施設の実態や課題が可視化され、整備内容や時期などを総合的に判断することが可能になります。

各データは、施設状況に変化が生じた際や、調査・点検実施、事業実施の際に、適切に更新されることはもちろん、更新の有無を含め、適宜内容の確認を行うことが必要です。

2. 推進体制等の整備

学校施設の整備は、学習環境の安心安全を確保することはもちろん、小中一貫教育の推進や、学習指導要領の改訂に伴う教育内容の変化等、子どもたちを取り巻く環境の変化に対応できるものでなければなりません。また、これからの学校施設は学校教育に寄与しつつ、市民の活動拠点となる、地域に開かれた施設であることが求められています。

学校の施設整備を推進するためには、総合管理計画や再配置計画における、全市的な公共施設としての学校の位置づけを確認しながら、適正化計画の進捗に合わせて学校ごとに最適な整備を実施する必要があります。

学校施設は子どもたちだけでなく、市民にとっても身近で重要な施設であり、学校施設の在り方については、市民の理解と協力が不可欠となります。本計画は、広報紙やホームページ等で市民に対してできる限り周知するとともに、地域の意見を聞く場を設ける等、様々な手段で市民の理解を得ながら実行することが重要です。

また、本市ではすでに放課後児童会機能や防災備蓄機能が学校施設に複合化されていることや、学校開放事業が行われていることなどに加え、これからの学校づくりに地域の意見を活かすためにも、関係所管課との緊密な連携・調整を取りながら本計画に基づく各種事業を進めていくこととします。

3. フォローアップ

本計画の上位計画にあたる総合管理計画が、これからの人口推移や財政状況、施設状況、社会環境の変化など様々な要因を考え、10年程度を目安に見直しを図ることとしており、本計画も、適正化計画の進捗も見ながら、これらに合わせて必要に応じて見直すこととします。

学校施設整備の実施には、本計画で中長期的な観点を持った中で学校個別計画を策定することになります。本計画の進捗管理は、第3章の基本方針に掲げた各種取組等について、事業実施の際には各事業の効果を検証し、整備手法の改善点などを整理することで、次に続く計画に反映させる、PDCA サイクルのもと進めます。また、各事業の検証・整理の評価結果は広報紙やホームページ等で市民に公表し、議会や関係所管課に適宜情報提供を行うことで精度の向上につなげるものとします。

図表 計画の見直しサイクル

